

被災者支援総合交付金（復興庁被災者支援班）

令和元年度予算額 177億円【復興】

復興庁提出資料

事業概要・目的

- 復興の進展に伴い、避難生活の長期化、災害公営住宅等移転後のコミュニティ形成、被災者の心のケア、避難指示解除区域における生活再建など、被災者をとりまく課題は多様化。
- 被災者の生活再建のステージに応じた、切れ目ない支援の実現を図る。

<主な内容>

- ① 災害公営住宅への移転等に伴うコミュニティ形成の活動を支援。
- ② 被災者の生きがいをつくるための「心の復興」事業を支援。
- ③ 県外避難者に対して、相談支援や避難元自治体の情報提供などを実施。
- ④ 仮設住宅や災害公営住宅等で暮らす高齢者等に対する日常的な見守り・相談支援を実施。
- ⑤ 被災者の心のケアを支えるため、個別相談支援や支援者支援等を実施。
- ⑥ 子どもに対するケア、学習支援、交流活動支援等を実施。

事業イメージ・具体例

I. 各地域の被災者支援の重要課題への対応支援

- | | |
|---------------|---------------|
| ①被災者支援総合事業 | |
| ・住宅・生活再建支援 | ・コミュニティ形成支援 |
| ・「心の復興」 | ・県外避難者支援 |
| ・高齢者等日常生活サポート | ・被災者支援コーディネート |

II. 被災者の日常的な見守り・相談支援

- | |
|----------------|
| ②被災者見守り・相談支援事業 |
|----------------|

III. 仮設住宅での総合相談・介護等のサポート拠点の運営

- | |
|-----------------|
| ③仮設住宅サポート拠点運営事業 |
|-----------------|

IV. 被災地における健康支援

- | |
|------------|
| ④被災地健康支援事業 |
|------------|

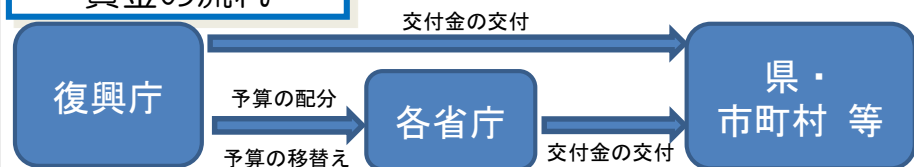
V. 被災者の心のケア支援

- | |
|---------------|
| ⑤被災者の心のケア支援事業 |
|---------------|

VI. 子どもに対する支援

- | |
|------------------------------------|
| ⑥被災した子どもの健康・生活対策等総合支援事業 |
| ⑦福島県の子供たちを対象とする自然体験・交流活動支援事業 |
| ⑧仮設住宅の再編等に係る子供の学習支援によるコミュニティ復興支援事業 |

資金の流れ



期待される効果

- 被災者支援の基幹的事業について、被災自治体において横断的な事業計画を策定し、交付金による一体的支援を行うことにより、各地域の実情に応じた効果的・効率的な被災者支援活動の展開が期待される。

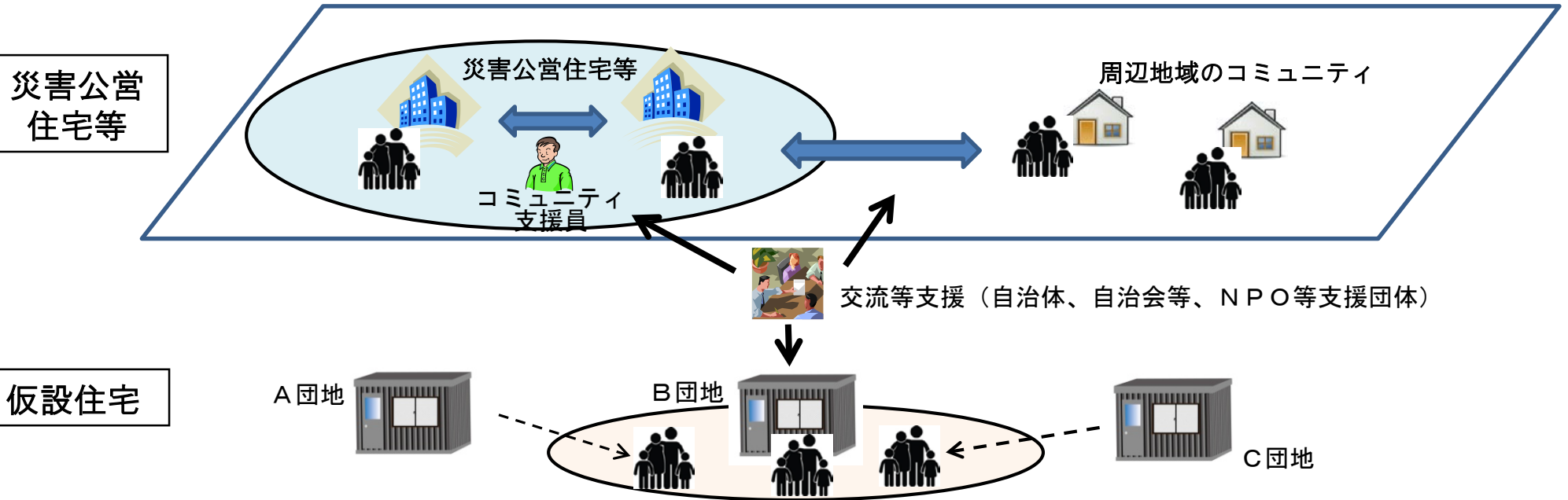
コミュニティ形成支援事業

趣 旨

- 被災地では、災害公営住宅への移転が進捗する中で、移転後の住民同士の新たなコミュニティづくりや、災害公営住宅へ移転した被災者の方々と、住宅周辺の既存の地域コミュニティとの融合が課題となっており、これらを支援する取組の充実が必要。
- 併せて、各自治体において、仮設住宅の集約化を図るに当たり、入居者の移転後のコミュニティ形成を円滑に進めるため、支援を行っていくことが必要。

事業の概要

- ①仮設住宅や、災害公営住宅等で、自治体、自治会等の地域コミュニティ組織や、NPO等支援団体が取り組むコミュニティ形成の活動を支援。
- ②災害公営住宅等で、住宅内のコミュニティ形成や、住民と既存の地域コミュニティとの融合を支援する人材(コミュニティ支援員)を配置。



県外避難者支援事業

趣 旨

- 避難生活が長期化する中で、県外避難者等の帰還・生活再建を円滑に進めるため、相談支援・情報提供の取組について重点的な支援を図る。

事業の概要

- 「生活再建支援拠点」の設置等
 - ・ 県外避難者が身近な場所で相談できる「生活再建支援拠点」の設置（令和元年度 26拠点）
 - ・ 県外避難者の帰還・生活再建に係る支援策の情報提供、相談会・交流会の開催 等
- 県外の避難者支援団体の活動支援（令和元年度 50団体）
 - ・ 県外避難者への相談、見守り等を行う支援団体に対して活動経費を助成
 - ・ 県外避難者に対し、福島県の現状を伝える交流会や、福島県内の支援団体との交流会の開催 等

避難先（福島県外）

支援団体



県外避難者

① 日常的な相談支援活動の実施

② 県外避難者に対し、帰還者が福島県の現状を伝える交流会等の開催

③ 帰還や生活再建に係る相談会、交流会の開催

避難元（福島県内）

支援団体



県外避難者

福島県内で開催する福島県内の避難者支援団体との交流会等の開催

「心の復興」事業

趣 旨

- 閉じこもりがちな高齢者等が、人と人とのつながりをつくり、生きがいを持って生活できるよう、各地域の支援団体(NPO)等と連携し、被災者が主体的・継続的に活動する機会を提供。

事業の概要

1. 農水産業

- ① 避難先の仮設住宅の近隣の休耕地などで農作業を行い、収穫されたもので地域の方々と交流会を実施。
- ② 避難先の漁業者の協力を得て、震災前に漁業を生業としていた避難者の方々に海に出る機会を創る。



2. まちづくり、世代間交流

- ① 地域に伝わる踊りや祭りなど、伝統芸能を次世代に継承するための活動を実施。
- ② まちづくりのイメージを被災者みんなで作成するワークショップを実施。



3. ものづくり等

- ① 被災者による手作りグッズの製作・販売等を行う。
- ② 高齢者の男性を対象とした料理教室、高齢者向けの健康教室等を行う。



4. 震災の記憶の風化防止、地域活性化

- ① 被災地内外から幅広い世代の参画を得て、震災の記憶を風化させない取組を実施。
- ② 被災地自らが生きがいを感じながら「語り部」として震災を伝承する機会を創出。



5. 被災3県外における避難者のつながりの維持

- ① 避難している親子、帰還した親子がお互いの近況などを伝え合う場所をつくる。運営には避難者が関わる。
- ② 避難者の主体的な参画により、教室・交流会や、震災の教訓を防災に生かす活動を展開。

住宅・生活再建支援事業

趣 旨

- 復興の進展に伴い、仮設住宅から災害公営住宅等への移転が進捗しつつある自治体において、ひとり暮らし高齢者等、自身では住宅・生活再建の問題を抱える方々への相談支援が、住宅移転を円滑に進めていく上で、自治体が直面する新たな課題となっている。
- こうした方々への重点的な相談支援のため、各自治体において、仮設住宅入居者の日常生活を支える既存の見守り体制とは別に、専門家の協力も得つつ、生活再建のための相談支援体制の整備を図る。

事業の概要

- ①「生活再建相談員」の訪問による相談支援、再建計画づくり支援、転居先確保関係の手續の同行支援
- ②仮設団地での出張相談、法律・住宅・福祉等の専門家による相談支援
- ③民間賃貸住宅の情報提供
- ④生活再建相談員の資質向上のための研修会等の実施



個別訪問や出張相談による相談支援
(生活再建相談員 + 法律・住宅・福祉等の専門家)



民間賃貸物件に関する情報提供

住まいや生活再建の問題を抱える仮設住宅入居者等



再建計画の策定

- 新たな住まいの確保
- 転居手續の同行支援



- 福祉サービス利用の援助
- 生活再建のサポート

